

(公印・契印省略)

総政企第 58 号

令和 5 年 3 月 23 日

統計委員会委員長
椿 広計 殿

総務大臣
松本 剛明

諮問第171号
経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について（諮問）

標記について、経済センサス - 基礎調査を変更するため、総務大臣から令和 5 年 3 月 16 日付け総統事第29号「基幹統計調査の変更について（申請）」（別添 1）のとおり、経済構造実態調査を変更するため、総務大臣及び経済産業大臣から令和 5 年 3 月 17 日付け総統経第35号及び20230313統第 1 号「基幹統計調査の変更について（申請）」（別添 2）のとおり、それぞれ申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【公印・契印（省略）】

総 統 事 第 29 号
令和 5 年 3 月 16 日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

経済センサス - 基礎調査

主管部課	総務省 統計局 事業所情報管理課
事務担当者	平河 隆行 電話:03(5273)1105 e-mail:t.hirakawa@soumu.go.jp

申請事項記載書

- 1 調査の名称
経済センサス - 基礎調査

- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>2 調査の目的 本調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。</p>	<p>2 調査の目的 本調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。</p>	<p>・調査方法の変更に伴い、目的を明確化</p>
<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 (■全国 □その他) (2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) ① 甲調査 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。 ただし、国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所及び雇用者のいない個人経営の事業所を除く。 ア 「大分類A－農業, 林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの イ 「大分類B－漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの ウ 「大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活関連サービス業」(「小分類792－家事サービス業」に限る。)に属する事業所 エ 「大分類R－サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「中分類96－外国公務」に属する事業所</p>	<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 (新設)</p>	<p>・前回の甲調査が1回限りの承認だったため、新設として変更するもの</p>

<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p>① 甲調査 約 600 万事業所</p> <p>② 乙調査 約 14 万事業所</p> <p>(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出 (□全数階層あり) □有意抽出) 調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの情報を母集団として、調査対象の範囲に示した事業所の全数を報告者とする。</p> <p>(3) 報告義務者 報告者となる事業所の管理責任者、ただし、支所となる事業所を有する企業においては、当該企業の本所事業所の管理責任者</p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数 (新設)</p> <p>② 乙調査 約 15 万事業所</p> <p>(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>(3) 報告義務者 報告者となる事業所の管理責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甲調査の新設に伴う変更 ・母集団数の変更 ・甲調査の新設に伴う変更
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添 1 から別添 3 の「調査票」を参照)</p> <p>① 甲調査 ア 調査票 A (支所となる事業所を有する企業等)</p> <p>(ア) 名称及び電話番号</p> <p>(イ) 所在地</p> <p>(ウ) 法人番号</p> <p>(エ) 経営組織</p> <p>(オ) 企業・団体全体の主な事業の内容</p> <p>(カ) 企業・団体全体の年間総売上 (収入) 金額</p> <p>(キ) 資本金又は出資金・基金の額</p> <p>(ク) 企業傘下の事業所の名称及び電話番号</p> <p>(ケ) 企業傘下の事業所の所在地</p> <p>(コ) 企業傘下の事業所の従業者数</p> <p>(ク) 企業傘下の事業所の主な事業の内容</p> <p>(シ) 企業傘下の事業所の年間総売上 (収入) 金額</p> <p>(ス) 企業傘下の事業所の開設時期</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添 1 及び別添 2 の「調査票」を参照)</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甲調査の新設に伴う変更 ・甲調査の新設に伴う変更。また、本所事業所に対し、傘下事業所の調査票も併せて配布する「本社等一括調査」とするため、調査票の種類を①調査票 A (支所となる事業所を有する企業等) と、②調査票 B (①以外) の 2 種類を新設するもの

イ 調査票B（上記ア以外）

- (ア) 事業所の名称及び電話番号
- (イ) 事業所の所在地
- (ウ) 法人番号
- (エ) 経営組織
- (オ) 単独事業所、本所等、支所等の別
- (カ) 本所・本社・本店の名称、電話番号、所在地
- (キ) 事業所の従業者数
- (ク) 事業所の主な事業の内容
- (ケ) 事業所の年間総売上（収入）金額
- (コ) 事業所の開設時期
- (ク) 資本金又は出資金・基金の額
- (シ) 企業・団体全体の主な事業の内容
- (ス) 企業・団体全体の年間総売上（収入）金額

② 乙調査

ア 既存の事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態

イ 新規に把握した事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態
- (エ) 職員数
- (オ) 主な事業の内容
（削除）

[集計しない事項の有無] 無 有

- ・名称及び電話番号、所在地、法人番号については、事業所の本所と支所の名寄せや重複確認に用いるとともに、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計

② 乙調査

ア 既存の事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態

イ 新規に把握した事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態
- (エ) 職員数
- (オ) 主な事業の内容
- (カ) 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

・調査項目を明確化し、甲調査と整合性を図るもの

・報告者負担軽減のため廃止するもの

<p>に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。</p> <p>・開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>① 甲調査 令和 6 年 6 月 1 日現在 ただし、上記 5 (1) ①ア(カ)及び(シ)並びにイ(ケ)及び(ス)については、令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。</p>	<p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>(新設)</p>	<p>・甲調査の新設に伴う変更</p>
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統</p> <p>① 甲調査 総務省－調査実施事業者－報告者</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>① 甲調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム ■独自のシステム (政府統計オンラインサポートシステム：政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム) □電子メール) □調査員調査 □その他 ()</p>	<p>6 調査を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>(新設)</p>	<p>・甲調査の新設に伴う変更</p> <p>・甲調査の新設に伴う変更</p>

- ② 乙調査
郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 ()
(削除)

〔調査方法の概要〕

【甲調査】

ア 調査票の送付及び回収

総務省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を郵送し、オンライン又は郵送で回収することにより行う。

イ 他統計調査からのデータ移送

①報告者となる事業所のうち経済構造実態調査規則(平成31年総務省・経済産業省令第1号)第6条第1項に規定する企業に該当するものに係る経済センサス-基礎調査は、6(2)のアの規定にかかわらず、総務大臣が、同規則第9条第1項の規定により総務大臣及び経済産業大臣が回収した経済構造実態調査の調査票から同規則第7条第1項第1号イからホまで、ト及びカからソまで、ネに掲げる事項に関する内容を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録することに

- ② 乙調査 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票乙」(別添2)を事業所ごとに配布する。報告者は、オンライン(政府共通ネットワーク又はL GWAN)により回答する。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

(新設)

・甲調査の新設に伴う変更

よって行う。

②報告者となる事業所のうち経済構造実態調査規則（平成31年総務省・経済産業省令第1号）第6条第2項に規定する事業所に該当するものに係る経済センサス - 基礎調査は、6(2)のアの規定にかかわらず、総務大臣が、同規則第9条第1項の規定により総務大臣及び経済産業大臣が回収した経済構造実態調査の調査票から同規則第7条第1項第2号イからホまで、ヌ、ルに掲げる事項に関する内容を電磁的記録に記録することによって行う。

③報告者となる事業所のうち個人企業経済調査規則（昭和50年総理府令第5号）第5条に規定する事業所に該当するものに係る経済センサス - 基礎調査は、6(2)のアの規定にかかわらず、総務大臣が、同規則第7条第1項の規定により総務大臣が回収した個人企業経済調査の調査票から同規則第6条第1項第3号ロのうち売上金額、トに掲げる事項に関する内容を電磁的記録に記録することによって行う。

※ 上記イ①、②及び③において、経済構造実態調査及び個人企業経済調査の調査票から電磁的記録に記録することとしている事項を規定する条、項又は号の繰り上げ又は繰り下げが生じた場合は、改正前の条、項又は号は、改正後の条、項又は号に読み替えるものとする。

ウ 調査実施事業者に委託する業務

調査実施事業者に委託する業務は、経済センサス - 基礎調査における名簿の作成、調査票の作成・送付・回収、督促、照会対応等に係る業務とする。

【乙調査】

・国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が「調査票乙」を配布し、オンラインで回収する方法により行う。

・文言修正

<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期</p> <p>① 甲調査 <input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 四半期 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他 () (1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)</p> <p>② 乙調査 <input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 四半期 <input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他 () (1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年) ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>① 甲調査 令和6年5月上旬～7月下旬</p>	<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期</p> <p>(新設)</p> <p>② 乙調査 1年 (ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>(新設)</p>	<p>・甲調査の新設に伴う変更</p> <p>・甲調査の新設に伴う変更</p>
<p>8 集計事項 別添4「集計事項一覧」のとおり。</p>	<p>8 集計事項 別添3「集計事項一覧」のとおり。</p>	<p>・形式的な修正</p>
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 (<input checked="" type="checkbox"/> e-Stat <input type="checkbox"/> インターネット (e-Stat 以外) <input checked="" type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 閲覧) (2) 公表の期日</p> <p>① 甲調査 ア 速報集計 令和7年5月末日までに公表する。 イ 確報集計 令和7年12月末日までに公表する。</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 インターネットにより公表する。 (2) 公表の期日</p> <p>(新設)</p>	<p>・甲調査の新設に伴う変更</p>

<p>② 乙調査 調査実施翌年の<u>5</u>月末日までに公表する。</p>	<p>② 乙調査 調査実施翌年の<u>6</u>月末日までに公表する。</p>	<p>・甲調査の公表期日に合わせ 修正</p>																																				
<p>10 使用する統計の基準等 <input checked="" type="checkbox"/> 使用する → <input checked="" type="checkbox"/> 日本標準産業分類 <input type="checkbox"/> 日本標準職業分類 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 使用しない</p>	<p>10 使用する統計基準 <u>調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。</u></p>																																					
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="210 421 815 724"> <thead> <tr> <th></th> <th>関係書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>記入済み調査票</td> <td>3年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td>永年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>企業等名簿が記録されている電磁的記録媒体</td> <td>5年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>		関係書類名	保存期間	保存責任者	1	記入済み調査票	3年	総務省統計局長	2	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	総務省統計局長	3	企業等名簿が記録されている電磁的記録媒体	5年	総務省統計局長	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="999 421 1603 916"> <thead> <tr> <th></th> <th>書類等の名称</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調査票</td> <td>3年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調査票の内容が転写されている電磁的記録</td> <td>永年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>調査区別事業所名簿が記録されている電磁的記録</td> <td>5年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調査区別国・地方公共団体等事業所名簿が記録されている電磁的記録</td> <td>5年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>		書類等の名称	保存期間	保存責任者	1	調査票	3年	総務省統計局長	2	調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長	3	調査区別事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長	4	調査区別国・地方公共団体等事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長	<p>・形式的な修正 ・形式的な修正 ・調査方法の変更に伴う変更</p>
	関係書類名	保存期間	保存責任者																																			
1	記入済み調査票	3年	総務省統計局長																																			
2	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	総務省統計局長																																			
3	企業等名簿が記録されている電磁的記録媒体	5年	総務省統計局長																																			
	書類等の名称	保存期間	保存責任者																																			
1	調査票	3年	総務省統計局長																																			
2	調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長																																			
3	調査区別事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長																																			
4	調査区別国・地方公共団体等事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長																																			
<p>12 立入検査等の対象とすることができる事項 上記5 (1) ①の報告を求める事項</p>	<p>12 立入検査等の対象とすることができる事項 上記5 (1) ①の報告を求める事項</p>	<p>・形式的な修正</p>																																				

経済センサス - 基礎調査における調査票の主な変更点（新旧比較表）

変更案	変更前	変更理由																																																
乙調査																																																		
職員数																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">常用雇用者 (注3)</td> </tr> </tbody> </table>	職 員 数		総数		常用雇用者 (注3)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8" style="text-align: center;">職 員 数</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">男</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 12.5%;">常用雇用者(注3) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人</td> <td style="width: 12.5%;">(3) 臨時雇用者</td> <td style="width: 12.5%;">(4) 総数(1)~(3)の合計</td> <td style="width: 12.5%;">(5) 左記以外の人</td> <td style="width: 12.5%;">常用雇用者(注3) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人</td> <td style="width: 12.5%;">(3) 臨時雇用者</td> <td style="width: 12.5%;">(4) 総数(1)~(3)の合計</td> <td style="width: 12.5%;">(5) 左記以外の人</td> </tr> <tr> <td>(1) 正職員として いる人</td> <td>(2) (1)以外の人 ※(2)以外のパート・アルバイトなど</td> <td>1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※(2)以外のパート・アルバイトなどを含む</td> <td>(1) 正職員として いる人</td> <td>(1) 正職員として いる人</td> <td>(2) (1)以外の人 ※(2)以外のパート・アルバイトなど</td> <td>1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※(2)以外のパート・アルバイトなどを含む</td> <td>(1) 正職員として いる人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(注4)</td> <td style="text-align: center;">(注5)</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(注4)</td> <td style="text-align: center;">(注5)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 員 数								男				女				常用雇用者(注3) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人	(3) 臨時雇用者	(4) 総数(1)~(3)の合計	(5) 左記以外の人	常用雇用者(注3) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人	(3) 臨時雇用者	(4) 総数(1)~(3)の合計	(5) 左記以外の人	(1) 正職員として いる人	(2) (1)以外の人 ※(2)以外のパート・アルバイトなど	1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※(2)以外のパート・アルバイトなどを含む	(1) 正職員として いる人	(1) 正職員として いる人	(2) (1)以外の人 ※(2)以外のパート・アルバイトなど	1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※(2)以外のパート・アルバイトなどを含む	(1) 正職員として いる人	(注4)		(注5)		(注4)		(注5)		<p>常用雇用者数以外の項目は、事業所母集団データベースの母集団利用の提供状況が乏しいため、記入者負担軽減の観点から男女区分を統合し、以下の選択肢を削除</p> <p><削除事項> (1)正職員としている人、(2)(1)以外の人、(3)臨時雇用者、(5)左記以外で、民間の事業所に所属している人で、この事業所で働いている人</p>		
職 員 数																																																		
総数																																																		
常用雇用者 (注3)																																																		
職 員 数																																																		
男				女																																														
常用雇用者(注3) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人	(3) 臨時雇用者	(4) 総数(1)~(3)の合計	(5) 左記以外の人	常用雇用者(注3) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人	(3) 臨時雇用者	(4) 総数(1)~(3)の合計	(5) 左記以外の人																																											
(1) 正職員として いる人	(2) (1)以外の人 ※(2)以外のパート・アルバイトなど	1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※(2)以外のパート・アルバイトなどを含む	(1) 正職員として いる人	(1) 正職員として いる人	(2) (1)以外の人 ※(2)以外のパート・アルバイトなど	1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※(2)以外のパート・アルバイトなどを含む	(1) 正職員として いる人																																											
(注4)		(注5)		(注4)		(注5)																																												
事業の委託先の名称、電話番号及び所在地																																																		
(削除)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8" style="text-align: center;">管理・運営を委託している事業所(本所等)の名称、電話番号及び所在地 (注6)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">委託先の名称</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">電話番号(代表)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 12.5%;">フリガナ</td> <td style="width: 12.5%;">正式名称</td> <td style="width: 12.5%;">市外局番号</td> <td style="width: 12.5%;">市内局番号</td> <td style="width: 12.5%;">加入者番号</td> <td style="width: 12.5%;">郵便番号</td> <td style="width: 12.5%;">都道府県名</td> <td style="width: 12.5%;">市区町村名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>町丁・字・番地・号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(注1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(注2)</td> </tr> </tbody> </table>	管理・運営を委託している事業所(本所等)の名称、電話番号及び所在地 (注6)								委託先の名称		電話番号(代表)			所 在 地			フリガナ	正式名称	市外局番号	市内局番号	加入者番号	郵便番号	都道府県名	市区町村名								町丁・字・番地・号								(注1)								(注2)	<p>集計事項ではないことから、報告者負担軽減のため削除</p>
管理・運営を委託している事業所(本所等)の名称、電話番号及び所在地 (注6)																																																		
委託先の名称		電話番号(代表)			所 在 地																																													
フリガナ	正式名称	市外局番号	市内局番号	加入者番号	郵便番号	都道府県名	市区町村名																																											
							町丁・字・番地・号																																											
							(注1)																																											
							(注2)																																											

経済センサス - 基礎調査における集計事項一覧の新旧比較表

変更案	変更前	変更理由																																																																		
II 乙調査																																																																				
2 新規把握事業所に関する集計																																																																				
<table border="1" data-bbox="100 486 571 1005"> <thead> <tr> <th colspan="2">集計事項等</th> <th>結果表番号</th> <th>第1表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集計対象</td> <td>国及び地方公共団体の事業所¹⁾</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域区分</td> <td>全国</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分類事項</td> <td>産業分類</td> <td></td> <td>小</td> </tr> <tr> <td>経営組織</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集計事項</td> <td>事業所数</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>うち常用雇用者</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="100 1061 571 1117"> <tr> <td>令和元年以降基礎調査結果表番号²⁾</td> <td>1</td> </tr> </table> <p data-bbox="100 1173 571 1244"> ¹⁾ 事業内容等不詳を除く。 ²⁾ 調査事項が異なることにより、完全には一致しない。 </p>	集計事項等		結果表番号	第1表	集計対象	国及び地方公共団体の事業所 ¹⁾		○	地域区分	全国		○	分類事項	産業分類		小	経営組織		○	集計事項	事業所数		○	従業者数		○	うち常用雇用者		○	令和元年以降基礎調査結果表番号 ²⁾	1	<table border="1" data-bbox="907 486 1265 1077"> <thead> <tr> <th colspan="2">集計事項等</th> <th>結果表番号</th> <th>第1表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集計対象</td> <td>事業所¹⁾</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域区分</td> <td>全国</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分類事項</td> <td>産業分類</td> <td></td> <td>小</td> </tr> <tr> <td>経営組織</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集計事項</td> <td>従業上の地位</td> <td></td> <td>○ ①</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td></td> <td>◎ ②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち常用雇用者</td> <td></td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="907 1101 1265 1141"> <tr> <td>平成26年基礎調査結果表番号²⁾</td> <td>9-1 ③</td> </tr> </table> <p data-bbox="907 1157 1706 1236"> 注) ◎は男女別に表章 ¹⁾ 事業内容等不詳を除く。 ²⁾ 集計事項等の統廃合を行ったため、平成26年基礎調査の結果表とは必ずしも一致しない。 </p>	集計事項等		結果表番号	第1表	集計対象	事業所 ¹⁾		○	地域区分	全国		○	分類事項	産業分類		小	経営組織		○	集計事項	従業上の地位		○ ①	事業所数		○	従業者数		◎ ②		うち常用雇用者		◎	平成26年基礎調査結果表番号 ²⁾	9-1 ③	<p>①調査票様式の変更に伴い、「従業上の地位」に関する集計を削除</p> <p>②調査票様式の変更に伴い、「従業者数」及び「うち常用雇用者」について、男女別標章の記載を修正</p> <p>③形式的な修正</p>
集計事項等		結果表番号	第1表																																																																	
集計対象	国及び地方公共団体の事業所 ¹⁾		○																																																																	
地域区分	全国		○																																																																	
分類事項	産業分類		小																																																																	
	経営組織		○																																																																	
集計事項	事業所数		○																																																																	
	従業者数		○																																																																	
	うち常用雇用者		○																																																																	
令和元年以降基礎調査結果表番号 ²⁾	1																																																																			
集計事項等		結果表番号	第1表																																																																	
集計対象	事業所 ¹⁾		○																																																																	
地域区分	全国		○																																																																	
分類事項	産業分類		小																																																																	
	経営組織		○																																																																	
集計事項	従業上の地位		○ ①																																																																	
	事業所数		○																																																																	
	従業者数		◎ ②																																																																	
	うち常用雇用者		◎																																																																	
平成26年基礎調査結果表番号 ²⁾	9-1 ③																																																																			

調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済センサス - 基礎調査

2 調査の目的

本調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

① 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。

ただし、国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所及び雇用者のいない個人経営の事業所を除く。

ア 「大分類A－農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 「大分類B－漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活関連サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）に属する事業所

エ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類96－外国公務」に属する事業所

② 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

① 甲調査

約600万事業所

② 乙調査

約14万事業所

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの情報を母集団として、調査対象の範囲に示した事業所の全数を報告者とする。

(3) 報告義務者

報告者となる事業所の管理責任者、ただし、支所となる事業所を有する企業においては、当該企業の
本所事業所の管理責任者

5 報告をを求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告をを求める事項（詳細は、別添1から別添3の「調査票」を参照）

① 甲調査

ア 調査票A（支所となる事業所を有する企業等）

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 法人番号
- (エ) 経営組織
- (オ) 企業・団体全体の主な事業の内容
- (カ) 企業・団体全体の年間総売上（収入）金額
- (キ) 資本金又は出資金・基金の額
- (ク) 企業傘下の事業所の名称及び電話番号
- (ケ) 企業傘下の事業所の所在地
- (コ) 企業傘下の事業所の従業者数
- (サ) 企業傘下の事業所の主な事業の内容
- (シ) 企業傘下の事業所の年間総売上（収入）金額
- (ス) 企業傘下の事業所の開設時期

イ 調査票B（上記ア以外）

- (ア) 事業所の名称及び電話番号
- (イ) 事業所の所在地
- (ウ) 法人番号
- (エ) 経営組織
- (オ) 単独事業所、本所等、支所等の別
- (カ) 本所・本社・本店の名称、電話番号、所在地
- (キ) 事業所の従業者数
- (ク) 事業所の主な事業の内容
- (ケ) 事業所の年間総売上（収入）金額
- (コ) 事業所の開設時期
- (サ) 資本金又は出資金・基金の額
- (シ) 企業・団体全体の主な事業の内容
- (ス) 企業・団体全体の年間総売上（収入）金額

② 乙調査

ア 既存の事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態

イ 新規に把握した事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態
- (エ) 職員数
- (オ) 主な事業の内容

[集計しない事項の有無] 無 有

- ・名称及び電話番号、所在地、法人番号については、事業所の本所と支所の名寄せや重複確認に用いるとともに、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

① 甲調査

令和 6 年 6 月 1 日現在

ただし、上記 5 (1) ①ア(カ)及び(シ)並びにイ(ケ)及び(ス)については、令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。

② 乙調査

調査実施年の 6 月 1 日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

① 甲調査

総務省－調査実施事業者－報告者

② 乙調査

ア 国の事務所

総務省一報告者

イ 都道府県の事業所

総務省一都道府県一報告者

ウ 市町村の事務所

総務省一都道府県一市町村一報告者

(2) 調査方法

① 甲調査

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム (政府統計オンラインサポートシステム：政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム) 電子メール) 調査員調査 その他 ()

② 乙調査

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

【甲調査】

ア 調査票の送付及び回収

総務省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を郵送し、オンライン又は郵送で回収することにより行う。

イ 他統計調査からのデータ移送

① 報告者となる事業所のうち経済構造実態調査規則（平成 31 年総務省・経済産業省令第 1 号）第 6 条第 1 項に規定する企業に該当するものに係る経済センサス - 基礎調査は、6（2）のアの規定にかかわらず、総務大臣が、同規則第 9 条第 1 項の規定により総務大臣及び経済産業大臣が回収した経済構造実態調査の調査票から同規則第 7 条第 1 項第 1 号イからホまで、ト及びカからソまで、ネに掲げる事項に関する内容を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録することによって行う。

② 報告者となる事業所のうち経済構造実態調査規則（平成 31 年総務省・経済産業省令第 1 号）第 6 条第 2 項に規定する事業所に該当するものに係る経済センサス - 基礎調査は、6（2）のアの規定にかかわらず、総務大臣が、同規則第 9 条第 1 項の規定により総務大臣及び経済産業大臣が回収した経済構造実態調査の調査票から同規則第 7 条第 1 項第 2 号イからホまで、ヌ、ルに掲げる事項に関する内容を電磁的記録に記録することによって行う。

③ 報告者となる事業所のうち個人企業経済調査規則（昭和 50 年総理府令第 5 号）第 5 条に規定する事業所に該当するものに係る経済センサス - 基礎調査は、6（2）のアの規定にかかわらず、総務大臣が、同規則第 7 条第 1 項の規定により総務大臣が回収した個人企業経済調査の調査票から同規則第 6 条第 1 項第 3 号ロのうち売上金額、トに掲げる事項に関する内容を電磁的記録に記録することによって行う。

※ 上記イ①、②及び③において、経済構造実態調査及び個人企業経済調査の調査票から電磁的記録に記録することとしている事項を規定する条、項又は号の繰り上げ又は繰り下げが生じた場合は、改正前の条、項又は号は、改正後の条、項又は号に読み替えるものとする。

ウ 調査実施事業者に委託する業務

調査実施事業者に委託する業務は、経済センサス - 基礎調査における名簿の作成、調査票の作成・送付・回収、督促、照会対応等に係る業務とする。

【乙調査】

・国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が「調査票乙」を配布し、オンラインで回収する方法により行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

① 甲調査

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)年)

② 乙調査

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)年)

ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

① 甲調査

令和6年5月上旬～7月下旬

② 乙調査

毎年5月上旬～7月下旬

8 集計事項

別添4「集計事項一覧」のとおり。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

① 甲調査

ア 速報集計

令和7年5月末日までに公表する。

イ 確報集計

令和7年12月末日までに公表する。

② 乙調査

調査実施翌年の5月末日までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名		保存期間	保存責任者
1	記入済み調査票	3年	総務省統計局長
2	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	総務省統計局長
3	企業等名簿が記録されている電磁的記録媒体	5年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

上記5（1）①の報告を求める事項



- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- 同封の『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

記入者 連絡先	所属部署名	フリガナ
	電話番号 () - 内線 ()	記入者氏名

※ 調査票の内容について照会する場合がありますので、連絡先の記入をお願いします。

企業・団体全体の情報について確認・記入してください。

● あらかじめ印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

1 名称及び電話番号 ● 法人の場合は、「正式名称」欄には登記上の名称を記入してください。 ● 屋号など通称名がある場合は、「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	
	正式名称	
	通称名	
	電話番号(代表)	() - ()

2 所在地 ● 企業・団体の本所の所在地を記入してください。 ● 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。 ● 郵便番号から町丁・字・番地・号、ビル・マンション名、階、号室まで全て記入してください。 ● 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	都道府県名	市区町村名
	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください。)	

3 法人番号 ● 法人番号(13桁)を記入してください。 ● 法人番号については、法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表サイトで確認できます。	法人番号指定なし <input type="checkbox"/> (法人番号が指定されていない場合は、「✓」印を記入してください。)
--	---

4 経営組織 ● 該当する番号を○で囲んでください。 ● 「個人経営」の場合には、事業所の雇用者の有無によって、該当する番号を○で囲んでください。なお、雇用者とは、個人業主に雇われて賃金や給与を得ている者をいいます。 ● 個人業主の家族でも、賃金や給与を受け取っている場合は、雇用者となります。	0 個人経営(雇用者なし) → 記入おわりです。 1 個人経営(雇用者あり) 2 株式会社・有限会社・相互会社 3 合名会社・合資会社 4 合同会社 5 会社以外の法人(公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等)
--	--

5 企業・団体全体の主な事業の内容 ● 同封の『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。

(1) 主な事業の内容 ● 企業グループ全体(連結)ではなく、企業単体(単独)の主な事業の内容を記入してください。	
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ● 上記(1)で記入した内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。	① ② ③

6 企業・団体全体の年間総売上(収入)金額

(1) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ● 右記(2)はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「2 税抜き」で記入してください。 ● 選択した記入方法を○で囲んでください。	(2) 企業・団体全体の年間総売上(収入)金額 ● 令和 年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和 年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。 ● 企業グループ全体(連結)ではなく、企業単体(単独)の総売上(収入)金額を記入してください。
① 税込み	② 税抜き
十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 (万円未満四捨五入) ※万円単位 0 0 0 0 円	

● 7 欄は、4 欄の回答が「2 株式会社・有限会社・相互会社」、「3 合名会社・合資会社」又は「4 合同会社」の場合のみ記入してください。

7 資本金又は出資金・基金の額	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 (万円未満四捨五入) ※万円単位 0 0 0 0 円
-----------------	--

企業・団体調査票は記入おわりです。引き続き、事業所調査票への記入をお願いします。



この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
同封の『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

事業所の情報について確認・記入してください。 ● あらかじめ印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ● 印字されている事業所以外に傘下事業所がある場合は、空行行に新たに追加し、記入してください。

Table with 6 main columns: 1. Business Name and Phone Number, 2. Business Location, 3. Number of Employees, 4. Main Business Content, 5. Annual Total Sales (Revenue) in 10,000 Yen, 6. Business Start Date. Each row contains a form for a specific business with input fields for names, addresses, employee counts, and sales figures.

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・同封の『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

記入者 連絡先	所属部署名	フリガナ	
	電話番号 () - 内線 ()	記入者氏名	

※ 調査票の内容について照会する場合がありますので、連絡先の記入をお願いします。

● あらかじめ印字されている内容に変更がある場合は、**二重線で消して修正**してください。

1 事業所の名称及び 電話番号 ● 法人の場合は、「正式名称」欄には 法人名と事業所名(店舗名等)を 記入してください。 ● 屋号など通称名がある場合は、 「通称名」欄に記入してください。	フリガナ															
	正式名称															
	通称名															
	電話番号(代表)	()	-													
2 事業所の所在地 ● 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている 所在地を記入してください。 ● 郵便番号から町丁・字・番地・号、ビル・マンション 名、階、号室まで全て記入してください。 ● 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名 称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	都道府県名	市区町村名													
	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください。)														
3 法人番号 ● 法人番号(13桁)を記入してください。 ● 法人番号については、法人番号指定通知書又は国 税庁法人番号公表サイトで確認できます。	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
			法人番号指定なし (法人番号が指定されていない場合は、「✓」印を記入してください。)													
4 経営組織 ● 該当する番号を○で囲んでください。 ● 「個人経営」の場合には、事業所の雇用者の有無によ って、該当する番号を○で囲んでください。 なお、雇用者とは、個人業主に雇われて賃金や給与を 得ている者をいいます。 ● 個人業主の家族でも、賃金や給与を受け取ってい る場合は、雇用者となります。	① 個人経営(雇用者なし) → 記入おわりです。 ① 個人経営(雇用者あり) ② 株式会社・有限会社・相互会社 ③ 合名会社・合資会社 ④ 合同会社 ⑤ 会社以外の法人(公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等) ⑥ 外国の会社(外国に本所・本社・本店がある会社等) → 第2面(うら面)の7欄へ ⑦ 法人でない団体(法人格のない労働組合、後援会、協議会等) → 第2面(うら面)の7欄へ															
	5 単独事業所、本所等、支所等の別			① 単独事業所(他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所) → 第2面(うら面)の7欄へ ② 本所・本社・本店(他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所) → 第2面(うら面)の7欄へ ③ 支所・支社・支店(他の場所にある本所・本社・本店などの統括を受けている事業所)												

● 6欄は、5欄の回答が「3 支所・支社・支店」の場合のみ記入してください。

6 本所・本社・本店の名 称、電話番号、所在地 ● 法人の場合は、「正式名称」欄には 登記上の名称を記入してください。 ● 登記上の所在地ではなく、実際に 事業を行っている所在地を記入し てください。 ● 他の事業所の構内にある場合は、 その事業所の名称を「ビル・マン ション名等」欄に記入してください。	フリガナ			
	正式名称			
	通称名			
	電話番号(代表)	()	-	
所在地	郵便番号	都道府県名	市区町村名	
	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください。)		

7 事業所の従業者数 ● 従業者総数には、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含めます。 ● 常用雇用者とは、期間を定めずに雇用している人、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。 なお、常用雇用者には有給役員を含めません。 ● 個人業主の家族でも、賃金や給与を受け取っている場合は、常用雇用者となります。	従業者総数	
	うち常用雇用者数	人

8 事業所の主な事業の内容 ●同封の『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。

(1) 主な事業の内容 ● 過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。		
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ● 上記(1)で記入した内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。	①	
	②	
	③	

9 事業所の年間総売上(収入)金額

(1) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ● 右記(2)はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「2 税抜き」で記入してください。 ● 選択した記入方法を○で囲んでください。	(2) 事業所の年間総売上(収入)金額 ● 令和 年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和 年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。	
	① 税込み	② 税抜き
		十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 (万円未満四捨五入) ※万円単位
		0 0 0 0 円

10 事業所の開設時期 ● 現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。	① 令和 年以前 ② 令和 年
--	--------------------

▶ 4欄の回答が「6 外国の会社」、「7 法人でない団体」の場合又は5欄の回答が「3 支所・支社・支店」の場合は記入おわりです。

● 11欄は、4欄の回答が「2 株式会社・有限会社・相互会社」、「3 合名会社・合資会社」、「4 合同会社」の場合のみ記入してください。

11 資本金又は出資金・基金の額	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 (万円未満四捨五入) ※万円単位
	0 0 0 0 円

● 12欄及び13欄は、5欄の回答が「2 本所・本社・本店」の場合のみ記入してください。

12 企業・団体全体の主な事業の内容 ●同封の『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。

(1) 主な事業の内容 ● 企業グループ全体(連結)ではなく、企業単体(単独)の主な事業の内容を記入してください。		
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ● 上記(1)で記入した内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。	①	
	②	
	③	

13 企業・団体全体の年間総売上(収入)金額

(1) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ● 右記(2)はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「2 税抜き」で記入してください。 ● 選択した記入方法を○で囲んでください。	(2) 企業・団体全体の年間総売上(収入)金額 ● 令和 年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和 年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。 ● 企業グループ全体(連結)ではなく、企業単体(単独)の総売上(収入)金額を記入してください。	
	① 税込み	② 税抜き
		十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 (万円未満四捨五入) ※万円単位
		0 0 0 0 円

令和6年経済センサス-基礎調査 集計事項一覧

別添4

I 甲調査

1 速報集計

(1) 事業所に関する集計

集計事項等		結果表番号		
		第1表	第2表	第3表
集計対象	民営事業所（雇無し個人 ¹⁾ を除く）	○	○	○
地域区分	全国	○	○	○
	都道府県	○	○	○
	市区町村	○		
分類事項	産業分類	大	大	大
	経営組織	○	○	○
	従業者規模		○	
集計事項	事業所数	○	○	○
	従業者数	○	○	
	うち常用雇用者		○	
	売上（収入）金額			○

対応する確報の表	1	5	12
----------	---	---	----

平成26年基礎調査結果表番号 ²⁾	1	11	37
令和3年活動調査結果表番号 ²⁾³⁾	1	10	1-1

- 1) 雇用者のいない個人経営の事業所
 2) 調査対象、調査事項が異なること等により、完全には一致しない場合がある。
 3) 第1表及び第2表は「産業横断的集計」のうち「事業所数、従業者数」の結果表番号、第3表は同「売上（収入）金額等」の結果表番号

(2) 企業等に関する集計

集計事項等		結果表番号		
		第1表	第2表	第3表
集計対象	企業等（雇無し個人 ¹⁾ を除く）	○		○
	うち会社企業		○	
地域区分	全国	○	○	○
	都道府県	○	○	○
	市区町村	○		
分類事項	企業産業分類	大	大	大
	経営組織	○		○
	単一・複数	○	○	
	企業常用雇用者規模		○	
	資本金階級		○	
集計事項	企業等数	○	○	○
	事業所数	○	○	
	従業者数	○	○	
	うち常用雇用者	○	○	
	売上（収入）金額			○

対応する確報の表	6	7	12, 13
----------	---	---	--------

平成26年基礎調査結果表番号 ²⁾	5	10	32-1 32-2
令和3年活動調査結果表番号 ²⁾³⁾	7	8	6, 7

注) 外国の会社及び法人でない団体を除く。

- 1) 雇用者のいない個人経営の企業等
 2) 調査対象、調査事項が異なること等により、完全には一致しない場合がある。
 3) 第1表及び第2表は「産業横断的集計」のうち「企業等数、従業者数」の結果表番号、第3表は同「経理事項等」の結果表番号

2 確報集計

(1) 事業所に関する集計

集計事項等		第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表	第12表	第13表	第14表	第15表	第16表	第17表	
集計対象	民営事業所（雇無し個人 ¹⁾ を除く）	○	○	○	○	○	○	○	○			○ ²⁾	○	○					
	外国の会社及び法人でない団体を除く									○	○				○	○	○	○	
地域区分	全国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	都道府県	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○		○		○	
	大都市		○				○		○									○	
	県庁所在地・人口30万以上市										○								
	市区町村	○			○			○						○		○			
分類事項	産業分類		中	小	小	大	小	中	中	小	中	中	中	大	小	大	小	大	
	企業産業分類									中									
	経営組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					
	従業者規模			○	○	○												○	○
	常用雇用者規模						○	○	○ [#]			○							
	企業常用雇用者規模								○ ^{# 3)}										
	単独・本所・支所			○		○			○	○	○	○			○	○			
	本所の所在地										○								
	資本金階級												○						
集計事項	事業所数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	従業者数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	うち常用雇用者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	売上（収入）金額												○	○	○	○	○	○	
平成26年基礎調査結果表番号 ⁴⁾		1	4	7, 10	8	11	13	14	16	23	28	29	37	37	38-1	38-3	39-1	39-2	
令和3年活動調査結果表番号 ⁴⁾⁵⁾		1	2	5	9	10	12	14	16	19	20	21	1-1	2-1	3-1	4-1	7-1	8-1	

注) 「#」箇所の分類項目同士はクロスしない。

- 1) 雇用者のいない個人経営の事業所
- 2) 会社（外国の会社を除く）の単独及び本所事業所のみ
- 3) 外国の会社及び法人でない団体を除く。
- 4) 調査対象、調査事項が異なること等により、完全には一致しない場合がある。
- 5) 第1表から第11表は「産業横断的集計」のうち「事業所数、従業者数」の結果表番号、第12表から第17表は同「売上（収入）金額等」の結果表番号

(2) 企業等に関する集計

集計事項等		結果表番号																
		第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表	第12表	第13表	第14表	第15表	第16表	第17表
集計対象	企業等（雇無し個人 ¹⁾ を除く）	○	○	○	○	○	○	○ ²⁾					○	○	○	○		
	うち国内複数事業所企業等							○ ³⁾	○ ²⁾	○	○						○	○
地域区分	全国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都道府県		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○
	大都市			○	○	○		○	○	○								
	市区町村		○				○				○			○				○
分類事項	企業産業分類	中	中	小	大	大	大	中	中	大	中	小	大	中	中	中	大	
	国内支所の産業分類											小						
	経営組織	○	○	○	○	○	○				○		○	○				
	単一・複数				○	○	○	○							○			
	企業常用雇用者規模	○		○	○				○							○ [#]		
	企業従業者規模					○		○								○ [#]		
	資本金階級			○ ²⁾				○		○						○ ^{# 2)}		
	売上（収入）金額階級															○ [#]		
	国内支所数規模								○	○						○ ^{# 4)}		
	国内支所の分布範囲										○						○	○
集計事項	企業等数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業所数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	従業者数	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
	うち常用雇用者	○	○	○	○	○	○	○			○							
	売上（収入）金額												○	○	○	○	○	○

平成26年基礎調査結果表番号 ⁵⁾	1	4	2	8-1 8-2	9-1 9-2	5	10	14	15	19	-	32-1	32-2	31-1 31-2	33, 34 35, 36	37-1	37-2
令和3年活動調査結果表番号 ⁵⁾⁶⁾	1	2	3	5	6	7	8	12	13	15	16	6	7	1, 2	8	9	10

注) 外国の会社及び法人でない団体を除く。
「#」箇所の分類項目同士はクロスしない。

- 1) 雇用者のいない個人経営の企業等
- 2) 会社企業のみ
- 3) 法人のみ
- 4) 国内複数事業所企業等のみ
- 5) 調査対象、調査事項が異なること等により、完全には一致しない場合がある。
- 6) 第1表から第11表は「産業横断的集計」のうち「企業等数、従業者数」の結果表番号、第12表から第17表は同「経理事項等」の結果表番号

Ⅱ 乙調査

1 事業所の活動状態に関する集計

集計事項等		結果表番号	第1表
集計対象	国及び地方公共団体の事業所		○
地域区分	全国		○
	都道府県		○
	市区町村		○
分類事項	活動状態		○
集計事項	事業所数		○

令和元年以降基礎調査結果表番号	1
-----------------	---

2 新規把握事業所に関する集計

集計事項等		結果表番号	第1表
集計対象	国及び地方公共団体の事業所 ¹⁾		○
地域区分	全国		○
分類事項	産業分類		小
	経営組織		○
集計事項	事業所数		○
	従業者数		○
	うち常用雇用者		○

令和元年以降基礎調査結果表番号 ²⁾	1
-------------------------------	---

- 1) 事業内容等不詳を除く。
 2) 調査事項が異なることにより、完全には一致しない。

経済センサス - 基礎調査の必要性について

1 調査の目的・必要性

「経済センサス - 基礎調査（以下「本調査」という。）」（基幹統計調査）は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的としている。

事業所母集団データベースは、事業所・企業等を対象とする各府省等の統計調査において、母集団情報として活用されており、『公的統計の整備に関する基本的な計画』（令和2年6月2日閣議決定）においても、「各府省は、事業所・企業等を対象とした統計調査については、個々の調査の特性を考慮しつつ、事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とする」とされており、報告者負担の軽減や効率的な統計作成に重要な役割を担っている。事業所母集団データベースの主たる情報源は、経済センサスであり、今般の経済センサス - 基礎調査は、事業所母集団データベースに最新の基盤情報を提供するものとして必要不可欠な調査である。

また、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）において、経済センサスは平成23年に実施する調査（活動調査）を起点として5年周期で実施することとされており、平成23年調査の実施後[※]、5年周期で実施する活動調査の間に、母集団情報の整備を目的とする調査（基礎調査）を実施することとされている。

以上のことから、令和3年経済センサス - 活動調査実施後の中間年である令和6年に経済センサス - 基礎調査を実施し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、事業所・企業の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするため、本調査を実施する必要がある。

※ 平成23年に実施するとされた経済センサス - 活動調査は、平成24年2月1日現在で実施

【政府内において想定される主な利活用】

〔区分〕

■重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

■基幹統計など重要な統計作成への利用

□国際機関への提供など国際比較上の利用

■その他

〔具体的な利活用等〕

○ 普通交付税の算定の基礎資料

○ 中小企業白書、小規模企業白書等の資料

- 調査結果を事業所母集団データベースに登録することによる、各種統計調査のための母集団情報（更新情報）の提供

2 他調査との重複

本調査は、全国全ての事業所・企業を対象に我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として実施している調査であり、類似の調査は存在しない。

3 行政記録情報の利活用

新設の事業所候補を的確に把握するため商業・法人登記、労働保険の情報も活用する。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

全ての事業所・企業を調査対象とする統計調査であることから、重複排除の対象とはならない。

また、調査結果名簿の履歴登録については、調査実施翌年6月下旬まで※に登録する。

※ 調査票の回収が終了するのは調査実施翌年の3月下旬を目処としており、そこから起算して3ヶ月後

以 上

【公印・契印（省略）】

総統経第35号
20230313統第1号
令和5年3月17日

総務大臣 殿

総務大臣

経済産業大臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に係る書類を添えて、申請します。

記

経済構造実態調査

主管部課	総務省 統計局 統計調査部 経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	大八木 聡 電話:03(5273)1165 e-mail: sooyagi@soumu.go.jp 豊島 裕治 電話:03(3501)9945 e-mail: toyoshima-yuji@meti.go.jp

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称
経済構造実態調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>【産業横断調査】(□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)</p> <p>日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業。 ただし、次に掲げる企業を除く。</p> <p>① 「大分類A－農業、林業」に属する個人経営の企業</p> <p>② 「大分類B－漁業」に属する個人経営の企業</p> <p>③ 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活関連サービス業」(「小分類792－家事サービス業」に限る。)に属する企業</p> <p>④ 「大分類R－サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」に属する企業</p> <p>⑤ 「大分類S－公務(他に分類されるものを除く)」に属する企業</p> <p>【製造業事業所調査】(□個人 □世帯 ■事業所 □</p>	<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>【産業横断調査】(□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)</p> <p>日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。</p> <p>ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。</p> <p>① 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」(「小分類792－家事サービス業」に限る。)</p> <p>② 「大分類R－サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」</p> <p>③ 「大分類S－公務(他に分類されるものを除く)」</p> <p>【製造業事業所調査】(□個人 □世帯 ■事業所 □</p>	<p>産業横断調査において、個人経営の企業を集計体系に加えるための修正。</p>

<p>企業・法人・団体 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> その他)</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所(国及び地方公共団体に属する事業所を除く)。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。</p>	<p>企業・法人・団体 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> その他)</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所(国及び地方公共団体に属する事業所を除く)のうち、<u>同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。</u>ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。</p>	
<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(2) 報告者の選定方法</p> <p>【産業横断調査】 (<input type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出(<input type="checkbox"/>全数階層あり) <input checked="" type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p><u>個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。</u></p> <p>ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。</p> <p>【製造業事業所調査】 (<input type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出(<input type="checkbox"/>全数階層あり) <input checked="" type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p><u>日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位か</u></p>	<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(2) 報告者の選定方法</p> <p>【産業横断調査】 (<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出(<input type="checkbox"/>全数階層あり) <input type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。</p> <p>【製造業事業所調査】 (<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出(<input type="checkbox"/>全数階層あり) <input type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p>	<p>産業横断調査において、個人経営の企業を集計体系に加えるための修正。</p>

<p>ら累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等） 総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。</p>		
<p>8 集計事項 別添3「集計事項一覧」のとおり</p>	<p>8 集計事項 別添3「集計事項一覧」のとおり</p>	<p>産業横断調査において、個人経営の企業を集計体系に加えるため、別添3「集計事項一覧」を修正。</p>
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (2) 公表の期日 一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表 二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表 三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表 四次公表：調査実施年翌々年の3月末までに公表</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (2) 公表の期日 一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表 二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表 三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表</p>	<p>産業横断調査において、個人経営の企業を集計体系に加えるため、当該公表時期を追加。</p>

調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済構造実態調査

2 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲

【産業横断調査】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業。ただし、次に掲げる企業を除く。

- ① 「大分類A－農業、林業」に属する個人経営の企業
- ② 「大分類B－漁業」に属する個人経営の企業
- ③ 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活関連サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）に属する企業
- ④ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」に属する企業
- ⑤ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

【製造業事業所調査】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【産業横断調査】

約27万企業

【製造業事業所調査】

約12万2千事業所

(2) 報告者の選定方法

【産業横断調査】（全数 無作為抽出(全数階層あり) ■有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。

ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。

【製造業事業所調査】（全数 無作為抽出(全数階層あり) ■有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。

(3) 報告義務者

産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、別添1の「調査票」を参照）

【産業横断調査】

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上（収入）金額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動、生産物の種類
- ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 *
- ⑩ 年間商品販売額及び商品売上原価 *
- ⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎
- ⑫ 企業全体の事業別費用の割合 *
- ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添2を参照） *

(注1) 調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。

- ⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動
- ⑯ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
- ⑰ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 *
- ⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *
- ⑲ 企業傘下の新設事業所の開設時期

ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めることとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めることとする。

また、⑫及び⑬については、「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」及び「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業区分別の費用割合は、集計の過程で、費用の項目別金額のウェイト付けの情報として用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数並びに企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

【製造業事業所調査】

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）

- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 ○◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 * (品目別製造品在庫額除く)、◎ (品目別製造品在庫額)
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合は、集計の過程で、直接輸出がある場合の非課税処理の判断に用いるものであり、集計は行わない。
- ・主要原材料名及び作業工程は、審査の過程で、業種格付けの判断等に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初(1月1日現在)、「◎」は年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム ■独自のシステム (政府統計オンラインサポートシステム：政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム)

□電子メール) □調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。

<調査実施事業者に委託する主な業務内容>

報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

□1回限り □毎月 □四半期 ■1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～6月下旬

8 集計事項

別添3「集計事項一覧」のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)

(2) 公表の期日

一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表

二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表

三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

四次公表：調査実施年翌々年の3月末までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→■日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、原則として、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票：3年
- ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

保存責任者

総務省統計局長及び経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記5（1）に掲げる事項

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

I 1次公表結果

別添3

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項	
	企業等	全国	産業分類	経営組織	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	小	○	○	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項					集計事項							
	企業等	全国	産業分類	事業活動、生産物の種類	経営組織	資本金階級	売上（収入）金額階級	企業等数	売上（収入）金額	うち年間商品販売額	費用総額	主な費用項目	付加価値額	商品売上原価	商品手持額
第1表	○	○	小		○			○	○	○	○	○	○	○	
第2表	○	○	中			○	○	○	○		○	○	○		
第3表	○ ¹⁾	○	小		○			○		○				○	○
第4表	○	○		○	○			○	○						
第5表	○	○	中	○				○	○						

注)  箇所は分類項目同士はクロスしない。

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項
	企業等	全国	産業分類	費用項目	産業別費用内訳割合
第1表	○	○	中 ¹⁾	○ ²⁾	○

1) 一部小分類を含む

2) 項目は産業ごとに異なる

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計③）

結果表番号	集計対象	地域区分	集計事項	
	企業等	全国	企業等数	営業外費用における支払利息
第1表	○ ¹⁾	○	○	○

1) 調査対象である産業分類別売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業のみ

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項
	事業所	全国	都道府県	産業分類	売上（収入）金額
第1表	○	○	○	大	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項
	事業所	全国	都道府県	産業分類	年間商品販売額
第1表	○ ¹⁾	○		小	○
第2表	○ ¹⁾	○	○	卸／小売	○

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（企業等に関する集計）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項	
	企業等	全国	産業分類	経営組織	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	大	○	○	○

※個人経営の企業を含む。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（事業所に関する集計）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項	
	事業所	全国	都道府県	産業分類	事業所数	売上（収入）金額
第1表	○	○	○	大	○	○

※個人経営の事業所を含む。

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

1) 品目別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	従業者30人以上の事業所 ※1								○				
地域区分	全国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都道府県			○	○								○
分類事項	産業分類			中			細	細				中	
	品目分類		○		○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ²⁾	○ ²⁾
	品目群			○									
	従業者規模 ※1					○							
	資本金規模									○			
	時系列 ※2		最大5年	最大5年 ⁴⁾									
集計事項	産出事業所数 3)		○		○	○	○	○	○		○	○	○
	出荷金額 3)		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出荷数量		○		○								
	産出率						○						
	出荷率							○					
	在庫金額								○				
	在庫数量								○				

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 賃加工品目

2) 製造業以外の収入種類

3) 1)においては、加工賃収入額、2)においてはその他収入額 4) 全国計のみ

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

2) 産業別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表																		
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○			○	○		○																			
	従業者1人～29人の事業所 ※1				○																							
	従業者30人以上の事業所 ※1			○				○		○																		
地域区分	全	国	○	○	○	○	○	○	○	○																		
	都	道																										
	府	県																										
分類事項	大	都																										
	市																											
	産	業	分	類	細	細	細	中	細	中	細	細																
	従	業	者	規	模	※1			○	○	○																	
集計事項	資	本	金	規	模					○ ⁴⁾																		
	時	系	列	※2	最大5年	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾																		
集計事項	事	業	所	数	○	○	○	○	○		○	○																
	従	業	者	数	※1	○	○ ¹⁾	○ ¹⁾	○	○		○																
	人	件	費	及	び	人	材	派	遣	会	社	へ	の	支	払	額	○	○	○	○	○		○					
	原	材	料	、	燃	料	、	電	力	の	使	用	額	等	○	○	○	○	○		○							
	有	形	固	定	資	産	額									○												
	製	造	品	在	庫	額	、	半	製	品	、	仕	掛	品	の	価	額					○						
	及	び	原	材	料	、	燃	料	の	在	庫	額																
	製	造	品	出	荷	額	等	○	○	○	○	○									○							
	生	産	額																									
	付	加	価	値	額	(従	業	者	29	人	以	下	※1	は	粗	付	加	価	値	額)	○	○					
	粗	付	加	価	値	額																						
事	業	所	敷	地	面	積																				○		
1	日	当	た	り	水	源	別	用	水	量																○		

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 従業者※の内訳及び臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) 2) 従業者30人以上の事業所に限る。 3) 製造業計のみ

4) 会社のみ規模別表示

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

3) 地域別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○				○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1						○		
	従業者30人以上の事業所 ※1				○	○			○
地域区分	全国		○	○	○	○	○	○	○
	都道府県		○	○	○	○	○	○	○
	市区町村								
	大都市		○	○	○	○	○		
分類事項	産業分類		中		中	中	中	細	中
	従業者規模 ※1			○	○ ¹⁾		○ ¹⁾		
	時系列 ※2		最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾		
集計事項	事業所数		○	○	○		○	○	○
	従業者数 ※1		○	○	○		○	○	
	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○		○	○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○		○	○	
	有形固定資産額					○			
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額					○			
	製造品出荷額等		○	○	○		○	○	
	生産額				○				
	付加価値額（従業者29人以下 ※は粗付加価値額）		○	○	○			○	
	粗付加価値額						○		
項	事業所敷地面積								○
	1日当たり水源別用水量								○

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1)事業所数のみ表章

2)全国計または中分類毎の全国計のみ表章

経済構造実態調査の必要性

1 調査の目的・必要性

我が国の急速な経済社会構造の変化を反映したより正確な景気動向判断や経済構造の把握が求められている中、統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議）において、「営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する」とされたところ。

また、平成30年3月6日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、上記指摘も踏まえ、中間年における経済構造統計の整備の一環として、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査等を統合して「経済構造実態調査」を創設すること及び創設後の本調査への「工業統計調査」の包摂に向けた検討が求められたところ（別紙参照）。

この計画に沿って、総務省及び経済産業省は、両省が所管する商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査）を統廃合の上、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年度から新たに開始したところ。さらに、「工業統計調査」については2019年度から同時一体的に実施しており、2022年度からは「工業統計調査」を本調査に包摂した調査として実施している。

調査結果については、GDP統計の推計への活用だけでなく、各種施策への活用も見込まれる。

2 他調査との重複

事業所・企業を対象に基本的事項（売上高、従業員数等）を把握する調査としては、本調査のほかに「経済センサス - 基礎調査」がある。令和元年の「経済センサス - 基礎調査」では、新規把握事業所のみ調査票を配付する調査方法を用いていたところであるが、次回（令和6年）の調査では、既存の事業所・企業を含め、全ての調査対象事業所・企業（雇用者のいない個人経営の事業所を除く。）へ調査票を配付し、基本的事項を把握することを予定している。そのため、本調査と「経済センサス - 基礎調査」を同時一体的に実施し、本調査への回答内容を「経済センサス - 基礎調査」へデータ移送することにより、重複是正を図ることにしている。

また、そのほかに企業を対象に経理事項を確認する調査としては、法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）及び経済産業省企業活動基本調査（経済産業省所管

の基幹統計調査)がある。

しかし、両調査ともに原則決算年度ベースの数値を把握する調査であり、国民経済計算へのデータ提供のため、原則暦年ベースの数値を把握する本調査を代替することはできず、単純なデータ移送も困難であることから、重複は合理的な範囲を超えていないと考える。

なお、経済産業省企業活動基本調査については、本調査と同時一体的に実施することとしており、名称、所在地等の基本的な項目についてはデータ共有を可能とするとともに、両調査間で調査項目の定義が同じである「資本金」についてデータ移送を行うことにより、重複是正を図ることとしている。

3 行政記録情報の活用

本調査の内容を代替する利活用可能な行政記録情報は存在しない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

産業横断調査は、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を有意抽出により行う統計調査である。また、製造業事業所調査は、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を有意抽出により行う統計調査であり、他の事業所・企業による代替ができないため、重複是正措置の対象外である。

調査結果について、調査対象事業所・企業を登録するための情報として、調査結果名簿を調査実施翌年3月末*までに事業所母集団DBシステムに登録する。また、事業所母集団データベースに格納される事業所・企業情報を更新するための情報として、調査票の回答結果のうち必要な項目を順次登録し、最終的に、3次公表後の調査実施翌年11月上旬までに登録する。

※ 調査票の回収が終了するのは調査実施年の12月末を目処としており、そこから起算して3か月後

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（仮称）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。

(ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、 <u>商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。</u>	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）

	早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	省	から同時実施し、平成34年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
--	------------------------------	---	-------------------------------------